

らせる町を目指しています。

- ・条例には載っていませんが、難聴者も含めて条例を作りました。
- 広報紙「まちの総合情報紙 広報くみやま」毎月15日号の裏表紙(表4)に手話単語などを紹介するコラム「手話でコミュニケーションを」掲載。15日号以外でも、令和7年9月1日号のコラム「みんなのコミュニケーション」には、今年初めて行われた手話言語国際デー(9月23日)の“くみやま夢タワー137”のブルーライトアップの記事を載せました。
同9月号にはデフリンピックの手話を掲載。
- 手話サークル員以外が気軽に参加できる企画「手話体験オープン」では町民がいつでも“飛び込みで”参加できるように案内をしています。体験者が、そのままサークルに入会される場合もあります。
- 聞こえない聞こえにくい方に対する窓口対応
 - ・筆談
 - ・タブレット
(音声変換アプリ「UDトーク」「YY文字起こし」)
 - ・集音機(ボイスメッセ)設置
 - ・対話支援システム(コミュン)設置
- 手話奉仕員養成講座は法人委託でなく自前です。受講生の数：4名(令和7年度)
事前に講座の様子を伝える為に、「プレ入門！一日手話体験講座」を行っています。

～難聴者について～

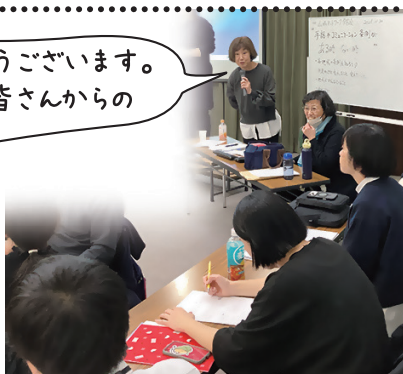
(委託事業：は一もにい)

- 耳のこと何でも相談(年に約3回)
- 令和6年度から「難聴者のための情報サロン」
聞こえない方が自分の悩みなどを気軽に話せる場を年2回開催しています。
- 耳のこと何でも相談 公開講座(12月16日)
ゆうホールであります。

また、久御山町には多くの中小企業があります。企業ならではの“手話でのやりとり”“事業所特有の手話”を学ぶ出前講座を企画しました。1社ですが、早速！申し込みがありました。

行政の方々、ありがとうございます。
休憩の後、参加の皆さんからの声を伺います。

休憩



司会／各地域ネットの皆さんも、他の地域の話聞いて勉強になりましたね。

それぞれの地域からお話を聞きたいです。

八幡 ～ 条例がある所 ～

- 手話による絵本の読み聞かせ(第4日曜日)
ろうあ協会とサークルが協力、市民図書館にて
- 難聴者協会は、閉じこもりがちな難聴者の為のサロンを開いています。

宇治 ～ 条例がある所 ～

- 難聴者協会では約40年前から手話の勉強会を開催しています。
今ではろうあ者と会話ができる人も増えました。難聴者同志でも便利な場面は多い。
- 啓発について
行事のチラシに「手話通訳、要約筆記が必要な方はお申し込み下さい」と書いてある。
しかし多くの難聴者は、そこで遠慮してしまう。
「手話通訳あります。要約筆記あります。」と書けば良い。そうすれば気兼ねなく安心して参加できる。利用してみれば、これは良いものだ と理解が広がるはず。
- 宇治市ではブルーライトアップをしていません。
- 手話施策推進法と宇治の条例との整合性、またそれらの紐づけについて、精査が必要。
- 手話施策推進法に、聴覚に障害があると判った新生児が手話を習得できる環境を整える必要性が書かれている。例えば学校。手話での指導ができる教員を養成する体制はあるのか。
- 視覚障害者に対して、デイジーという音声CDを再生する機械があります。
ところがこれを聞いて、触手話で伝える触手話通訳者の派遣は認められません。
一方、市政だよりを読む人(リーディングボランティア)の声を触手話で伝える派遣は認めてもらっています。
そういった事なども含めて、多面的に考えていく必要があると思います。

綴喜 ～ 条例はこれからの所 ～

- 八幡市のコミュニケーションボード
イラスト入り。良いですね。
- 久御山町の企業の特性に合わせた手話への対応
職場で困っているろう者も居ると思う。
もっと広めて欲しい。
- 聞こえない子供が手話で学べる環境。
これはとても大切なことです。
どの項目も皆、理解が広まると良いですね。